

個別労働関係紛争のあっせん

個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関するトラブルを解決するため、当事者双方の主張を聴いて、双方の歩み寄りによる円満な紛争解決をお手伝いするものです。

あっせんの対象者

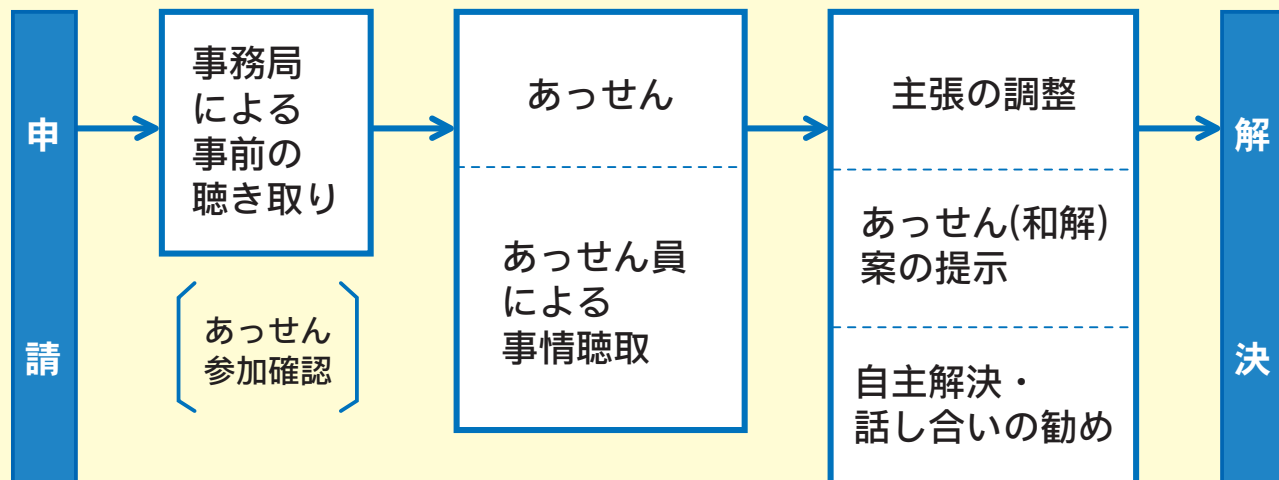
- ・ 県内の事業所に雇用されている労働者または、以前雇用されていた労働者
- ・ 県内の事業所の使用者

あっせんの対象となる紛争

労働条件等に関するトラブルを対象としていますが、次のような紛争は対象外です。

- ・ 労働者間の個人的な紛争
- ・ 裁判所において確定、和解、調停が成立した紛争や国の機関であっせん中またはあっせんが成立した紛争

※詳細についてはご相談ください。



あっせん員

- ・ 候補者名簿登載者(大分県労働委員及び事務局職員)の中から、公益を代表する者、労働者を代表する者及び使用者を代表する者それぞれ(各1~2名)を、労働委員会会長が指名する。

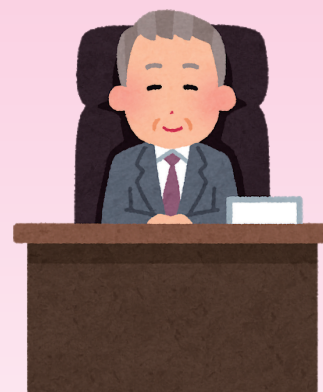
※候補者名簿は県庁のホームページに掲載

- 当事者の一方があっせんに応じない場合は、あっせんを開始できないため、あっせんは「打ち切り」となります。
- あっせんの結果、あっせん員が解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切る場合があります。
- 申請は、いつでも取り下げることができます。



大分県労働委員会ではこんな職場のトラブルなどを扱っています。

- ・ 職場における労使間のルール作りが円満にっていない。
- ・ 無断欠勤等をした従業員の解雇条件について、労働組合との団体交渉がうまくいかない。
- ・ 経営不振で賃下げをしたいが、労働組合との団体交渉がうまくいかない。
- ・ 早期退職や年俸制などの導入をめぐって労働組合との話し合いができない。
- ・ 社員に対し、配転命令を出したが、理由もなく拒否している。
- ・ 労働協約の改定が進展しない。
- ・ 残業に関する取り決め（36協定）を締結していないのに、残業を強いられている。
- ・ 団体交渉で会社側が誠実に対応してくれない。
- ・ 上司から労働組合を脱退しないと不利になると言われた。
- ・ 労働組合員であることを理由に、賃金や人事等の差別を受けている。
- ・ 賃金や残業手当が未払いである。
- ・ 突然、何の説明もなく一方的に解雇された。
- ・ 賞与を約束どおり払ってくれない。
- ・ 募集時の労働条件と実際が異なっている。
- ・ 採用時に労働条件を明確に示してくれない。
- ・ 就業規則を見せてくれない。
- ・ 労働組合員であるが、個人的な問題として労働組合が相談に乗ってくれない。



パートやアルバイトなどの問題も、気軽に相談したら公正な立場で処理してくれました。



- ・ 子会社や関連会社への出向または配転を命じられ、断ったところ解雇された。
- ・ 会社の合理化を理由に退職を強いられている。
- ・ 退職金を規程どおり払ってくれない。
- ・ 最近、残業や休日出勤を強いられている。
- ・ 社会保険や雇用保険がない。
- ・ 年次有給休暇を請求しても、認めてくれないし、たびたび変更される。
- ・ 職場で嫌がらせやセクハラを受けている。
- ・ 上司による嫌がらせ（パワーハラスメント）を受けている。今までいろいろな機関に相談したが、未だに問題の解決に至っていない。